

令和3年度
桜原小学校区コミュニティ運営協議会
総会議案書

■ 決議事項

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算報告
及び監査報告

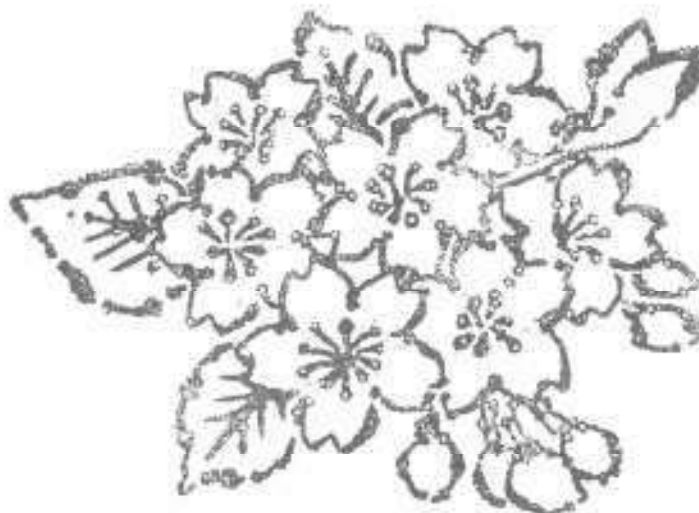
第3号議案 令和3年度役員改選

第4号議案 令和3年度事業計画(案)

第5号議案 令和3年度会計予算(案)

■ 添付資料

規約



第1号議案 令和2年度 事業報告

全体事業

月	日	事業名	場 所	備 考
4	11	総会	うみ・みらい館 多目的ホール	中止(代議員による議決票で採決)
6	7	防災訓練	桜原小校区	中止
8月～3月		育成情報交換会	中央公民館 大研修室	全3回
10		地域交流祭	桜原小学校	中止
11	上旬	町政100周年事業	桜原小校区	中止
12	5	もちつき大会	桜原小学校	中止

健康福祉部

月	日	事業名	場 所	備 考
4～3月		介護予防教室		中止
10～12月		会議		定例会3回、臨時会議1回
11	8	5校区リーダー会議		
11	10	校区グラウンドゴルフ大会	林崎グランド	大人の部のみ開催 100名参加

環境部

月	日	事業名	場 所	備 考
4～3月		花畑	桜原小学校西側県道沿い	コスモス
5月		花苗配付	自治会指定場所	
6月		ラブアース	各自治会	中止
4～3月		不法投棄監視	校区内	4回実施
4月～3月		防災会議		町主催防災会議
5～11月		餅米作り	桜原小学校・早見の園場	もちつき大会は中止
6～10月		さつま芋作り	桜原小学校	2年生対象

青少年育成部

月	日	事業名	場 所	備 考
5	26	桜原小学校合同運動会	桜原小学校	中止
9	28	地域交流祭	桜原小学校	中止
11	10	校区グラウンドゴルフ大会	林崎グランド	中止(大人の部のみ開催)

安全安心部

月	日	事業名	場 所	備 考
4～3月		月例パトロール	桜原小学校区内	月3回、合計36回実施
4～3月		桜原小学校挨拶運動	桜原小学校	4月～9月中止、10月～6回
5	19	宇美東中学校運動会	宇美東中学校	中止
5	26	桜原小学校合同運動会	桜原小学校	中止
10	15・16	放生夜パトロール	宇美八幡宮	中止
11	10	校区グラウンドゴルフ大会	林崎グランド	駐車場の整理

広報部

月	日	事業名	場 所	備 考
7	15	さくらの輪 18号発行		取材・編集
9	15	さくらの輪 19号発行		取材・編集
12	15	さくらの輪 20号発行		取材・編集

※取材活動・・・各会議、研修会、各部及び各自治会活動の取材など

会議

月	日	事業名	場 所	備 考
4～3月		役員会	中央公民館 大研修室 他	合計 6回
4～3月		企画委員会	コミュニティ事務局	合計 6回
4～3月		各部会議	コミュニティ事務局	随時実施

令和2年度 桜原小学校区コミュニティ運営協議会 決算書

(収入の部)

(単位:円)

収入項目	2年度予算(A)	2年度決算(B)	増減(B-A)	摘要
1. 前期繰越残高	302,377	302,377	0	
2. 地域コミュニティ交付金	11,612,320	11,566,080	-46,240	宇美町地域コミュニティ交付金
3. 補助金収入	500,000	200,000	-300,000	宇美町生活支援・介護予防推進地区事業補助金
4. 雑収入	14	665	651	預金利息、キャンセル還元・5%還元 デビットカードキャッシュバック
収入の部合計	12,414,711	12,069,122	-345,589	

(支出の部)

(単位:円)

支出項目	2年度予算(A)	2年度決算(B)	増減(B-A)	摘要
1. 総務費	(312,000)	(213,258)	(-98,744)	
①事務消耗品費	110,000	105,905	-4,095	コピー代、トナーカートリッジ、コピー用紙、他事務用品
②会議費	30,000	15,810	-14,190	お茶代、宇美町小学校区会長会費
③通信交通費	70,000	62,102	-7,898	切手、Wi-Fi、Wi-Fi事務手数料、携帯電話負担
④支払手数料	12,000	8,250	-3,750	振込手数料
⑤什器備品費	50,000	21,189	-28,811	非接触式体温計、収納ボックス、中古ユニット、反射タスキ
⑥雑費	40,000	0	-40,000	
2. 人件費	(935,000)	(890,000)	(-45,000)	
①会長	240,000	240,000	0	
②副会長	120,000	120,000	0	
③会計	120,000	120,000	0	
④事務局長	100,000	100,000	0	
⑤部長	125,000	125,000	0	@25,000円×5名
⑥副部長	60,000	60,000	0	@15,000×4名
⑦委員	150,000	105,000	-45,000	@5,000円×21名
⑧さくら元気クラブ	20,000	20,000	0	@20,000円×1名 リーダー
3. 事業費	(630,000)	(337,006)	(-292,994)	
①広報部	130,000	93,355	-36,645	広報誌印刷、プリンターインク、広報誌配布料 会議用お茶代、振込手数料他
②健康・福祉部	130,000	84,187	-45,813	グラウンドゴルフ大会、介護予防教室、お茶代 切手代、フルカラーベスト、クラフト封筒他
③環境部	100,000	68,413	-31,587	花いっぱい運動、さつま芋栽培 もち米作り、苗、除草剤、お茶代、燃料代他
④青少年育成部	170,000	39,762	-130,238	グラウンドゴルフ大会、地域育成情報交換会、お弁当代 切手代、クラフト封筒代
⑤安全・安心部	100,000	51,289	-48,711	パトロールガソリン代、グラウンドゴルフ大会 お茶代、電池代
4. 活動費	(570,000)	(20,240)	(-549,760)	
①グラウンドゴルフ大会		20,240		景品代、昼食代
5. 自治会交付金	7,819,167	7,787,377	-31,790	桜原小学校区10自治会
6. 自治会長手当	2,105,800	2,096,450	-9,350	自治会長 10名
支出合計	(12,371,967)	(11,344,329)	(-1,027,638)	
7. 次期繰越残高	42,744	724,793	682,049	
支出の部合計	12,414,711	12,069,122	-345,589	

次期繰越残高 (現金) 4,685円 (普通預金) 720,108円 合計 724,793円

上記のとおり、報告いたします。

令和3年4月1日

会計 牟田口 篤



桜原小学校区コミュニティ運営協議会
会長 鶴川 淳一 殿

令和2年度 会計監査報告書

令和2年度桜原小学校区コミュニティ運営協議会の会計監査を実施し、下記のとおりご報告します。

監査実施日 令和3年4月6日(火)
実施場所 宇美町中央公民館2F
監査対象 令和2年度宇美町地域コミュニティ補助金及び補助金他
監査内容 ① 次期繰越金の確認(現金及び預金)
② 現金出納簿、預金通帳及び証憑書類の閲覧、照合、質問等

(監査所見)

提出された出納簿、預金通帳、証憑書類等の関係書類を慎重に監査した結果、帳簿及び帳票等は決算書のとおり正確に記帳並びに処理されている。

令和3年4月6日
桜原小学校区コミュニティ運営協議会

会計監査

田中芳明



会計監査

村田宇清



第3号議案 令和3年度 委員名簿(30名+サポーター23名)

4役 (4名)

会長	鶴川 淳一	三原
副会長	太田 晴之	神山手
会計	牟田口 篤	福博中央
事務局長	渡邊 佐智子	神山手

青少年育成部 (4名)

部長	小林 春雄	早見
副部長	小林 弘和	桜原
委員	采原 千代子	大名坂
"	平 恵利加	神山手

健康福祉部

(2名+サポーター18名)

部長	井上 幸太郎	黒穂
副部長	河野 そのか	早見
サポーター	網田 トミエ	桜原
"	入江 トシ子	桜原
"	占部 京子	浦田
"	梶原 恵美子	神山手
"	小西 美智子	神山手
"	田代 美佳	早見
"	谷口 由美子	三原
"	鶴川 佐恵子	三原
"	時任 和子	桜原
"	早川 紫津子	林崎
"	平島 直美	桜原
"	正脇 恵子	林崎
"	松枝 千汐	神山手
"	松崎 悦子	桜原
"	南 三枝子	黒穂
"	山内 幸子	桜原
"	山崎 公子	桜原
"	幸 美佐子	大名坂

安全安心部 (10名)

部長	内村 真治	黒穂
副部長	伊香賀 信子	黒穂
委員	吉村 博臣	大名坂
"	小林 文弘	三原
"	中家 正芳	福博中央
"	小林 俊明	早見
"	田中 浩	神山手
"	丸山 道代	黒穂
"	日高 千春	黒穂
"	音成 佳子	黒穂

広報部 (4名)

部長	小林 弘俊	早見
副部長	高村 純一	早見
委員	飯田 浩二	神山手
"	山田 るり子	早見

サポーター(5名)

月成 強貴	柳原
吉海 一美	浦田
倉田 猛	大名坂
藤木 武司	大名坂
野見山 道雄	三原

環境部 (6名)

部長	末吉 壮介	桜原
副部長	塚田 利行	黒穂
委員	百田 吉一	早見
"	上森 勝美	林崎
"	花田 尋美	大名坂
"	安川 千佐子	浦田

第4号議案 令和3年度 事業計画(案)

健康福祉部

活動目的	高齢者福祉(高齢者交流事業)・健康づくり事業
活動内容	介護予防教室の開催・サポーター定例会・他介護予防教室の視察研修 グラウンドゴルフ大会(大人の部)

環境部

活動目的	環境美化・保全・防災対策
活動内容	コスモス畑・春季ラブアース・花いっぱい運動・不法投棄監視さつま芋作りもち米作り 防災会議

青少年育成部

活動目的	元気な自主性を伸ばそう(見守ろう)異年齢集団活動の推進
活動内容	運動会の参画・グラウンドゴルフ大会(子どもの部)・通学合宿

安全安心部

活動目的	巡回指導を通じ地域住民が安全で安心な日常生活が送れるよう犯罪行為予防を目的とする。
活動内容	あいさつ運動・校区内青パトによる巡回・小中運動会の巡回・夏まつりパトロール グラウンドゴルフ大会見守り

広報部

活動目的	校区コミュニティや地域活動の情報を発信し、参加意識の向上を目的とする。
活動内容	年4回広報誌「さくらの輪」を発行、全世帯に配付する。

年間予定

月	日	内容
5	中旬	さつま芋苗植え
5	7	もち米箱苗作り
5	30	桜原小学校地域合同運動会
6	6	ラブアース
〃	〃	防災訓練
6	7	もち米田植え
8	中旬	桜原小校区地域交流夏祭
9	上旬	通学合宿
11	7	桜原小校区グラウンドゴルフ大会
12	5	もちつき大会

※桜原小学校との共同事業も含む

定期的活動

	担当	内容
介護予防教室	健康福祉部	毎週水曜日
不法投棄監視	環境部	毎月1回
パトロール	安全安心部	毎月3回
あいさつ運動	安全安心部	毎月1回
広報誌	広報部	6・9・10・3月発行

※災害や新型コロナウイルスの影響で延期または中止になる場合があります。予めご了承ください。

令和3年度 桜原小学校区コミュニティ運営協議会 予算書 (案)

(収入の部)

(単位:円)

収入項目	3年度予算(A)	2年度決算(B)	増減(A-B)	摘要
1. 前期繰越残高	724,793	302,377	422,416	
2. 地域コミュニティ交付金	11,566,080	11,566,080	0	宇美町地域コミュニティ交付金 ※世帯数未確定の為、前年度実績による。
3. 補助金収入	200,000	200,000	0	宇美町生活支援・介護予防推進地区事業補助金
4. 雑収入	13	665	-652	預金利息
収入の部合計	12,490,886	12,069,122	421,764	

(支出の部)

(単位:円)

支出項目	3年度予算(A)	2年度決算(B)	増減(A-B)	摘要
1. 総務費	(462,000)	(213,256)	(248,744)	
①事務消耗品費	130,000	105,905	24,095	コピー代、プリンター・カートリッジ他
②会議費	30,000	15,810	14,190	会議、総会お茶代、宇美町コミュニティ会長費、渉外費
③通信交通費	80,000	62,102	17,898	切手、葉書、Wi-Fi、携帯電話負担5,000円×9名
④支払手数料	12,000	8,250	3,750	振込手数料、間替手数料
⑤什器備品費	170,000	21,189	148,811	ライン引き、音響機器、のぼり旗、ピプス、簡章他
⑥雑費	40,000	0	40,000	子どもフォーラム経費、収入印紙代
2. 人件費	(890,000)	(890,000)	(0)	
①会長	240,000	240,000	0	
②副会長	120,000	120,000	0	
③会計	120,000	120,000	0	
④事務局長	100,000	100,000	0	
⑤部長	125,000	125,000	0	@25,000円×5名
⑥副部長	60,000	60,000	0	@15,000円×4名
⑦委員	105,000	105,000	0	@5,000円×16名 他協力者分
⑧さくら元気クラブリーダー	20,000	20,000	0	@20,000円×1名 健康福祉部副部長
3. 事業費	(630,000)	(337,006)	(292,994)	
①広報部	130,000	93,355	36,645	広報誌さくらの輪 発行
②健康・福祉部	130,000	84,187	45,813	介護予防教室開催、グラウンドゴルフ大会
③環境部	100,000	68,413	31,587	ラブアース 花いっぱい運動、不法投棄監視 小学校さつま手作り、もち米作り
④青少年育成部	170,000	39,762	130,238	地域運動会、ラブアース、地域交流祭 グラウンドゴルフ大会、通学合宿
⑤安全・安心部	100,000	51,289	48,711	挨拶運動、校区安全パトロール 運動会・体育祭の交通誘導
4. 活動費	400,000	20,240	379,760	小学校運動会、地域交流祭、グラウンドゴルフ大会他
5. 自治会交付金	7,547,930	7,787,377	-239,447	※世帯数未確定の為、前年度実績による。 今年度よりコミュニティ調整額は無し
6. 自治会長手当	2,096,450	2,096,450	0	※世帯数未確定の為、前年度実績による。
7. 予備費	464,506	724,793	-260,287	
支出の部合計	12,490,886	12,069,122	421,764	

桜原小学校区コミュニティ運営協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、桜原小学校区コミュニティ運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を宇美町平和1丁目1番1号に置く。

(目的)

第2条 協議会は、桜原小学校区（以下「桜原校区」という。）を広域的コミュニティ範囲とし、その活動拠点であるコミュニティ事務局を中心として、地域住民の総意に基づき、連携強調して地域活動の活性化を図ることにより、住みよいまちづくり、人づくりを推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、桜原校区内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、桜原校区外に居住する者であっても、桜原校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、役員会が認めた者を含むものとする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 協議会の管理運営に関する事項
- (2) 桜原校区の総合的施策に関する事項
- (3) 桜原校区内諸団体の事業活動及び構成団体との連携・交流に関する事項
- (4) 町の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (5) 桜原校区コミュニティの広報宣伝に関する事項
- (6) 桜原校区「地域づくり」のためのイベント等施策に関する事項
- (7) その他目的目標達成に必要な事項

(役員及び任務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 自治会代表 | 1名 |
| (6) 部長 | 5名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |

2 会長・副会長・会計・事務局長は、役員選考委員会にて候補者を選出し、総会の承認を得る。自治会代表は、自治会長会で選出し、部長は各部で選出し、それぞれ総会の承認を得るものとする。

3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 自治会長代表は、自治会の意見等を集約し、役員会に提議するとともに、役員会の

審議結果を自治会に報告する。

- 6 会計は、協議会の会計業務を処理する。
- 7 事務局長は、協議会の会議や事業の記録、その他事務業務を処理する。
- 8 顧問は、役員会が必要と認める場合に置くことができる。

(役員)

第6条 役員任期は、1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長については、最長3期6年までとする。

また、任期中であっても役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長は、欠員補充のために役員を補充するときは、役員会で承認を受け、総会にこの旨を報告しなければならない。

(役員選考委員)

第7条 総会に諮る役員の人選を行う役員選考委員は、自治会長10名、各部長5名、各副部長5名、20人以内の者をもって充てる。

- 2 役員選考委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第8条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、桜原小学校区内の各自治会から3名選出する。
- 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、役員会及び企画会議とする。役員会は、顧問を除く役員をもって構成する。ただし、役員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 会議は、次の事項について協議決定する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成に関する事項
- (3) 規約の改正及び規程の制定または改廃に関する事項
- (4) 部報告の審議に関する事項
- (5) 行政との各種事項の処理に関する事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

- 3 企画会議は、自治会代表及び顧問を除く役員をもって構成し、役員会に諮る内容を協議する。

(総会)

第10条 総会は、4月上旬に開催する定例総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、役員及び部員並びに代議員で構成する。
- 4 総会は、前項の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、当該総会に出席した代議員の互選により選出する。

- 6 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 規約の改正の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認
- 8 総会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 総会は、原則公開とする。
- 10 会長は、総会を開催したときは、その議決結果又は重要と思われる事項等を会員に報告しなければならない。
- 11 会長は、災害、疫病等により総会の開催が困難である場合は、役員会に諮り書面による承認を得て総会に代えることができる。
- 12 臨時総会は、役員会で必要と認められた場合に開催することができる。

(部の設置)

第11条

- 1 協議会事業を推進するため、次の部を置く。
 - (1) 健康・福祉部
 - (2) 環境部
 - (3) 青少年育成部
 - (4) 安全安心部
 - (5) 広報部
- 2 前項の各部に、部長、副部長を置く。
- 3 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、総会の承認を得て、新たに部を設置することができる。
- 5 部長は、必要に応じ、部の会議を開くことができる。
- 6 部長は、自治会長が原則兼務できないものとする。但し、役員会にて承認されればこの限りではない。

(報酬)

第12条 役員及び部員に予算の範囲内で、報酬を支給することができる。

(経理)

第13条 協議会の経理は、宇美町地域コミュニティ交付金、寄付金、事業活動に伴う収入等をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第15条 会計監査については、自治会長会から2名選出し役員会の承認を得て会計業務を監査するものとする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、軽微なものを除き、総会の承認を得て会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、総会の議決があった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規約は、平成30年4月6日一部改正。
- 3 この規約は、令和元年4月11日一部改正。